

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成22年岐阜県規則第47号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務実施の方法)

第3条 法人は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款（以下「定款」という。）第17条第4号及び第7号に掲げる業務の実施に当たり、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
2 法人は、定款第17条各号に掲げる業務の実施に当たり、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

(業務の委託)

第4条 法人は、定款第17条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが期待できる場合には、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第5条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第6条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他法人の規程で定める場合には、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができるものとする。

(委任)

第7条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、岐阜県知事の認可のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書の変更は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。